

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()								
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 繰 越 分 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「46」)	16	円				
		調整前連結税額の個別帰属額 $(19) \times \frac{(1)}{(16)}$	2		エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	17					
		取得価額の合計額 (別表六の二(六)付表「10」の合計)	3		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	18					
		税 額 控 除 限 度 額 $(3) \times \frac{7}{100}$	4		調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「7」又は別表一の二(三)「2」)	19					
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(20) \times \frac{(1)}{(17)}$	5		当 期 分	総調整前連結税額基準額 $(19) \times \frac{20}{100}$	20			
			個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	6		前 期	当期分の特別控除額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	21			
		法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7		繰 越 分	総調整前連結税額基準額 $(19) \times \frac{20}{100}$	22			
			当期分の特別控除額 (4)と(7)のうち少ない金額)	8			繰 越 分	総調整前連結税額基準額の残額 (2)又は(2) - (21)	23		
		繰 越 分	繰越税額控除限度超過額 (26)の計)	9		繰 越 分	当期分の特別控除額の合計額 (各連結法人の(14)の合計)	24			
			調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{(1)}{(18)}$	10			繰 越 分	法人税額の特別控除額の合計額 (21) + (24)	25		
		法 人 税 額 基 準 額	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	11		繰 越 分	各 連 結 法 人 に お け る 額	連結事業年度 又は事業年度	前期繰越額 又は当期税額 控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (26) - (27)
			個別帰属額基準額の残額 (11)又は(11) - (8))	12			平	・	円	円	
		法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (10)と(12)のうち少ない金額)	13		平	・			円	
			当期分の特別控除額 (9)と(13)のうち少ない金額)	14		平	・				
		繰 越 分	当期分の特別控除額の個別帰属額 (8) + (14)	15		計			(14)		
				当 期 分	(4)		(8)				
				合 計							

別表六の二(六)

平十六・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の10第2項若しくは第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成16年改正前の措置法（以下「平成16年旧措置法」といいます。）第68条の10第2項若しくは第3項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、ご注意ください。

 - (1) エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
 - (3) エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「当期分3～8」及び「20～21」の各欄は、中小連結親法人又はその中小連結子法人が措置法第68条の10第1項各号に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を平成14年4月1日から平成18年3月31日までの間（平成16年旧措置法第68条の10の規定を適用する場合にあっては、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間）に取得等をし、その取得等の日から1年以内にその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合その他特定の事業の用に供した場合を除きます。）に、そのエネルギー需給構造改革推進設備等につき、その供用年度において同条第2項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 4 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る別表六の二（六）付表「差引改定取得価額10」の合計額（各連結法人ごとの合計額）を記載します。
- 5 「前期繰越分9～14」及び「22～24」の各欄は、前期以前において生じたエネルギー需給構造改革推進設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の10第3項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の適用を受けるときに記載します。
- 6 「個別帰属額基準額の残額12」欄は、「3～8」の各欄の記載がある場合には、「(11)又は」を消し、「3～8」の各欄の記載がない場合には、「又は(11)～(8)」を消してください。
- 7 いずれの連結法人についても、当期に、エネルギー需給構造改革推進設備等で事業の用に供したものがなく、前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3～8」及び「20～21」の各欄は記載しません。
- 8 「エネルギー需給構造改革推進設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額17」には、各連結法人のうち、当期において、エネルギー需給構造改革推進設備等を事業の用に供した連結法人（以下「取得連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 9 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額18」には、各連結法人のうち、前期から繰り越された繰越税額控除限度超過額を有する連結法人（以下「繰越連結法人」といいます。）に係るこの明細書の「個別所得金額1」の金額を合計した金額を記載します。
- 10 適用を受ける連結法人が、取得連結法人、繰越連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は「17」欄と「18」欄の「合計額」のいずれにも含まれます。
- 11 「総調整前連結税額基準額の残額23」欄は、「20～21」の各欄の記載がある場合には、「(22)又は」を消し、「20～21」の各欄の記載がない場合には、「又は(22)～(21)」を消してください。
- 12 「前期繰越額又は当期税額控除限度額26」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額28」の金額（前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六（九）の「翌期繰越額22」の金額）を移記し、「当期分」には「4」の金額を記載します。
- 13 「当期控除額27」の「計」には「14」の金額を記載します。
- 14 「当期控除額27」の「当期分」には「8」の金額を記載します。